

# 平成26年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成26年10月7日  
沖縄県人事委員会

## 《本年の勧告のポイント》

月例給・ボーナスともに引上げ（※月例給は7年ぶり、ボーナスは9年ぶりの引上げ）

- 1 月例給は、公民較差（0.24%）を解消するため引上げ
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合を踏まえ、0.15月分引上げ
- 3 平成27年4月1日より給与制度の総合的見直しを実施

### 1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、職員の給与等について、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、並びに国及び他の都道府県の給与等の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適應するよう報告及び勧告を行っている。

### 2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内358の民間事業所から無作為抽出した144事業所の4月分の給与等について実地調査

#### (1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり830円（0.24%）下回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B） $\left(\frac{A-B}{B} \times 100\right)$
345,104円	344,274円	830円（0.24%）

#### (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（3.95月分）が民間の支給割合（4.09月分）を0.14月分下回った。

### 3 給与改定の内容

#### (1) 給料表

職員給与が民間給与を下回った（830円、0.24%）こと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、若年層に重点を置いた引上げ改定

#### (2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（上限月額410,900円→412,200円）

#### (3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（3.95月分）が民間の支給割合（4.09月分）を下回ったことから、年間の支給月数を0.15月分引上げ、4.10月分とし、引上げ分は勤勉手当に配分

#### (4) 単身赴任手当

再任用職員について、人事院勧告に準じて単身赴任手当を支給

#### (5) その他の課題

船員等の給与のあり方を検討

#### 【実施時期】

(1)及び(2)について、平成26年4月1日から、(3)については平成26年12月1日から、(4)については平成27年4月1日から実施すること。

#### 4 給与制度の総合的見直し

本年、人事院は、地域間や世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の課題に対応するため、給与制度の総合的見直しを勧告した。

本県の給与制度は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に則り、国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたところであり、本年の人事院勧告の内容等を踏まえ、以下のとおり改定することが適当。

(1) 給料表 水準を平均2%引下げ。ただし、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置く。

(2) 諸手当

ア 地域手当 支給割合を最大 18% → 20%

イ 単身赴任手当 基礎額 23,000円 → 30,000円

加算額 6,000円～45,000円 → 8,000円～70,000円

ウ 管理職員特別勤務手当 災害への対処等臨時・緊急の必要により平日深夜午前0時～5時の間に勤務した場合、1回6,000円を上限として支給。

#### 【実施時期等】

平成27年4月1日から実施することとし、平成30年3月31日までの間、激変緩和を図るため、人事院勧告に準じて経過措置（現給保障）を講じることが適当。

地域手当及び単身赴任手当については、段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経過措置に準ずる。

#### 5 公務運営に関する課題について

勤務環境の整備、人事評価制度の整備、多様な人材の確保及び育成、雇用と年金の接続、服務規律の徹底について言及。

#### 6 参考

(1) 平成26年4月の較差に基づく改定勧告後の影響額（行政職給料表適用職員（新卒除く）4,388人）

	勧告前	勧告後	増減額（率）	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	344,274円	345,439円	1,165円（0.34%）	40.6歳	17.7年
平均年間給与	5,471,206円	5,540,049円	68,843円（1.26%）		

※平均給与月額の増減額の内訳：給料1,138円、その他27円

(2) 行政職給料表適用職員（新卒除く）の平均年間給与額の増減額

（単位：万円、%）

	平成26年度		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成17年度（給与構造改革前）と平成26年度（勧告後）との比較
	勧告後	勧告前										
年収額（万円）	554.0	547.1	548.6 (528.6)	555.9	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	
対前年増減額（万円）	5.4	△1.5	△7.3 (△27.3)	△5.2 (△4.1)	△13.5 (1.2)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2	△61.9
対前年増減率（%）	1.0	△0.3	△1.3 (△4.9)	△0.9 (△0.7)	△2.3 (0.2)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5	△10.1

※（ ）内は、特例条例による減額後の額・率である。